



(2) 管内税務署機構図

平成17年7月10日現在

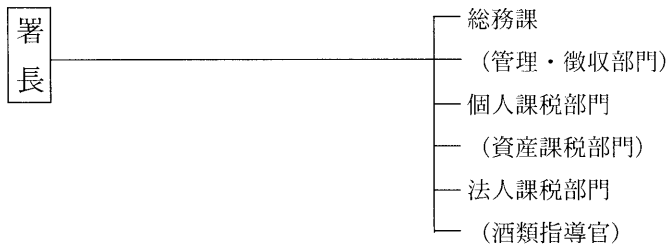
○ 大規模署……………副署長設置署 (12署)

〔青森、八戸、盛岡、仙台北、仙台中、仙台南、秋田南、山形、福島、会津若松、郡山、いわき〕



○ 中規模署……………大規模及び小規模のどちらにも属さない署 (31署)

〔弘前、黒石、五所川原、十和田、宮古、水沢、花巻、一関、釜石、石巻、塩釜、古川、気仙沼、大河原、築館、秋田北、能代、横手、大館、本荘、大曲、米沢、鶴岡、酒田、新庄、寒河江、村山、白河、須賀川、相馬、二本松〕



○ 小規模署……………調査部門制署 (9署)

〔むつ、大船渡、久慈、二戸、佐沼、湯沢、長井、喜多方、田島〕



(注) 1 「大規模署」、「中規模署」及び「小規模署」は、便宜上、分類した区分である。

2 税務署の機構のうち ( ) 書は、全署に配置されていないものを示す。